

区再編の意義・目的

2023年3月
浜松市



はじめに

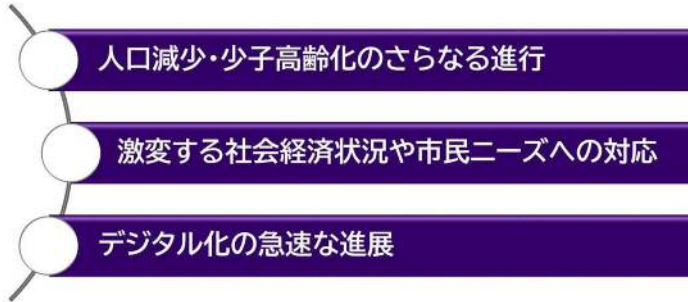
2023(R5)年2月の市議会本会議において、7つある行政区を2024(R6)年1月1日に3区に再編する区設置等条例案が議決されました。
この資料では、今回の区再編の意義・目的についてご説明します。

区再編の主な協議経過は、[区再編決定（区設置等条例議決）までの経緯の資料](#)をご覧ください。

- 令和5年2月の市議会本会議で、7つある行政区を、2024(令和6)年1月1日に3区に再編する条例案が議決されました。この資料では、今回の区再編の意義・目的についてご説明します。
- 区再編の主な協議経過は、別の資料にまとめていますので、ご覧ください。

区再編の意義・目的

自治体を取り巻く状況

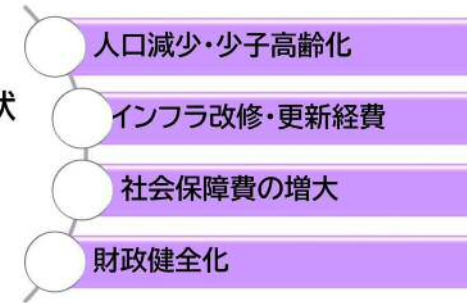


将来を見据え、持続可能な行政サービスの維持・強化策について検討

- ▶ 急速に進行する人口減少や少子高齢化、WithコロナやAfterコロナにおけるライフスタイルの変化や日常生活でのデジタル化の進展など、激変する社会経済環境に対応し、将来にわたって行政サービスを維持・強化するために、未来に向けた持続可能な体制づくりを実現する必要があります。

区再編の意義・目的

浜松市の現状・課題



区の再編は、これらの課題を直接解決するものではなく、このような環境変化に対応するため、行政組織の見直しを行うもの

- ▶ 本市を取り巻く現状・課題には、人口減少・少子高齢化をはじめ、様々なものがあります。区の再編は、これらの課題を直接解決するものではなく、このような環境変化に対応するため、行政組織の見直しを行うものです。

区再編の意義・目的

◆地方自治法（区の設定）

第252条の20 **指定都市は**、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、**その区域を分けて区を設け、区の事務所**又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。

3 区にその事務所の長として区長を置く。

4 区長又は区の事務所の出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもって充てる。

5 区に選挙管理委員会を置く。

※一部文字を現代仮名遣いに修正

- 指定都市は、市の区域を分けて「区」を設けており、地方自治法で、2つ以上の区を設置することが義務付けられています。
- また、戸籍・住民基本台帳や選挙管理委員会に関する事務などは、法律で区を単位とすることが規定されているため、同一・均一的な事務であるにもかかわらず、所管区域ごとに固定的な業務が生まれ、それに携わる職員の配置が必要となります。

区再編の意義・目的

区再編

○法律により設置が義務付けられている**区役所の数を削減**

○市の裁量で設置できる行政センターで**区役所と同等のサービスを提供**

○臨機応変に**サービス提供体制や職員配置を最適化**できる仕組みを構築

時代の変化に合わせた柔軟で効率的な組織運営と
住民サービスの向上

- 区再編により、法律で設置が義務付けられている区役所の数を削減し、行政センターで区役所と同等のサービスを提供するなど、市の裁量で臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できる仕組みを構築することで、時代の変化に合わせた柔軟で効率的な組織運営と住民サービスの向上を図ります。